

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県高田土木事務所において閲覧できます。

令和五年五月十二日

奈良県知事 山下真

一 許可番号

令和四年六月三十日奈良県指令高土第三四―二号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年三月二十三日高土第一〇三六号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年三月二十三日高土第四四〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市逢坂二丁目五五五番一、五五五番二、五五五番三、五五五番四、五五五番五、五五五番六、五五五番七及び五五五番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

香芝市逢坂七丁目一―一―番地の六

株式会社大和ハウジング 代表取締役 山中伸晃

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市逢坂二丁目五五五番一

下水道 香芝市逢坂二丁目五五五番一及び五五五番七の各一部

水路 香芝市逢坂二丁目五五五番七

一 許可番号

令和四年十一月十八日奈良県指令高土第三四―一〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和五年四月二十七日高土第一〇三七号

公共施設に関する工事の検査済証 令和五年四月二十七日高土第四四一号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

香芝市狐井三五七番一、三五七番二、三五七番七、三五七番八、三六〇番六、三六〇番七及び三六〇番八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市平野区喜連西四丁目七番二八号

株式会社ビーバーハウス 代表取締役 川野秀樹

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 香芝市狐井三五七番一、三五七番二及び三六〇番七

水路 香芝市狐井三五七番一、三五七番二及び三六〇番七の各一部